平成２６年（フ）第７号
高知県高岡郡津野町永野197番地２
債務者　西森土志男
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２１号
福岡県久留米市御井町216番地１、前住所福岡県大野城市東大利１丁目３番１―703号
サニーマンション白木原
債務者　神門　千景
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３号
福岡県田川郡川崎町大字田原218番地の１、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎1777番地
債務者　飯田　祐樹
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第５号
宮崎県日南市戸高４丁目５番地８
債務者　山下　秀和
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３号
沖縄県名護市大中５丁目４番50―203号　ライフピュアなご
債務者　小田島正十良
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第５号
広島県呉市安浦町内海南１丁目６番21号
債務者　森川　淑子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１２号
広島県呉市安浦町安登西７丁目４番７号
債務者　仙頭　　要
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１６号
広島県呉市焼山東１丁目12番４―101号
債務者　脇坂　　彩
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１８号
広島県呉市天応西条３丁目25番３号
債務者　伊藤　考力
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２０号
広島県呉市三条２丁目７番１―602号
債務者　江藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第９号
佐賀県唐津市山本2192番地15
債務者　吉本　寿子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３０６８号
大阪府八尾市清水町１丁目３番26―105号
債務者　森岡　新一
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８８号
大阪府豊中市本町２丁目６番47号
債務者　大城　　学
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９３号
大阪府茨木市高田町10番４―205号
債務者　田中　一男
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９４号
大阪府東大阪市北石切町４番28号、住民票上の住所大阪府東大阪市玉串町東３丁目１番８号
債務者　木村　幸郎
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９４号
大阪府堺市堺区田出井町１番２―2406号
債務者　光本　昭二
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１５号
大阪市城東区新喜多東１丁目13番38号　ロイヤルハイツ202
債務者　大谷　麻子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部